標準貨物自動車運送約款

改正（平成二十年一月二十一日運輸省告示第五百七十五号）
平成二十年三月三十一日運輸省告示第三百七十五号
平成二十九年四月一日国土交通省告示第七百九十四号
平成三十年三月三十一日国土交通省告示第三百四十五号
平成三十一年四月一日国土交通省告示第七百九十五号
令和二年三月三十一日国土交通省告示第三百二十一号

第一章　総則
第二章　運送業務等
第三章　運送
第四章　引受け
第五章　指図
第六章　事故
第七章　運賃及び料金
第八章　責任
第九章　運航管理
第十章　雑則

第一章　総則

（事業の種類）
第一条　当社は、一般貨物自動車運送事業を行います。
2　当社は、貨物自動車運送事業に関する運送契約（以下「運送契約」という。）を締結します。
3　当社は、貨物の保管業務を行います。
4　当社は、自動車運送業務に付帯する事業を行います。

（適用範囲）
第二条　当社の営業は、この約款（以下「本約款」という。）の定めるところによります。
2　運送契約に関しては、当社の定める運送約款（以下「運送約款」という。）の定めるところによります。
3　運送約款に定めのない事項については、法令に反しない範囲で、特約の申込みをすることができます。
4　当社は、運送約款の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みをすることができます。

（定義）
第三条　この約款において、次の各号の語句の意味は、当該各号に定めるところによります。
一　貨物　運送の目的となる動産をいいます。
二　運賃　運送の対価をいいます。
三　料金　運送以外の役務の対価をいいます。
四　荷送人　当社と運送契約を締結した者をいいます。
五　荷受人　運送された貨物の受取人として荷送人が指定した者をいいます。
六　運送人　当社をいいます。
七　運送　運送契約に基づき貨物を運送することをいいます。
八　運送証　運送契約の成立を証するものとして運送人が荷送人に交付する書面をいいます。
九　運送状　運送契約の内容を記載した書面をいいます。
十　荷送人の指図　荷送人が運送人に対して運送に関して行う指図をいいます。
十一　荷受人の指図　荷受人が運送人に対して運送に関して行う指図をいいます。
十二　運送人の指図　運送人が荷送人又は荷受人に対して運送に関して行う指図をいいます。
十三　運送人の責任期間　運送人が運送を引き受けてから荷受人に貨物を引き渡すまでの期間をいいます。
十四　運送人の責任限度額　運送人の責任の限度として運送約款に定める金額をいいます。
十五　運送人の責任期間内　運送人の責任期間の開始から終了までの期間をいいます。
十六　運送人の責任期間外　運送人の責任期間の開始の前又は終了の後の期間をいいます。
十七　運送人の責任期間内に生じた事故　運送人の責任期間内に生じた事故をいいます。
十八　運送人の責任期間外に生じた事故　運送人の責任期間外に生じた事故をいいます。
十九　運送人の責任の原因となる事故　運送人の責任の原因となる事故をいいます。
二十　運送人の責任の原因となる事故が生じた日　運送人の責任の原因となる事故が生じたときは、その日をいいます。
二十一　運送人の責任の原因となる事故が生じた場所　運送人の責任の原因となる事故が生じたときは、その場所をいいます。
二十二　運送人の責任の原因となる事故の発見の日　運送人の責任の原因となる事故を発見したときは、その日をいいます。
二十三　運送人の責任の原因となる事故の発見の場所　運送人の責任の原因となる事故を発見したときは、その場所をいいます。
二十四　運送人の責任の原因となる事故の通知の日　運送人の責任の原因となる事故の通知をしたときは、その日をいいます。
二十五　運送人の責任の原因となる事故の通知の場所　運送人の責任の原因となる事故の通知をしたときは、その場所をいいます。
二十六　運送人の責任の原因となる事故の通知の相手方　運送人の責任の原因となる事故の通知をしたときは、その相手方をいいます。
二十七　運送人の責任の原因となる事故の通知の方法　運送人の責任の原因となる事故の通知をしたときは、その方法をいいます。
二十八　運送人の責任の原因となる事故の通知の期間　運送人の責任の原因となる事故の通知をしたときは、その期間をいいます。
二十九　運送人の責任の原因となる事故の通知の期間の起算日　運送人の責任の原因となる事故の通知をしたときは、その起算日をいいます。
三十　運送人の責任の原因となる事故の通知の期間の満了日　運送人の責任の原因となる事故の通知をしたときは、その満了日をいいます。
三十一　運送人の責任の原因となる事故の通知の期間の満了日の翌日　運送人の責任の原因となる事故の通知をしたときは、その翌日をいいます。
三十二　運送人の責任の原因となる事故の通知の期間の満了日の翌日から起算して二週間を経過した日　運送人の責任の原因となる事故の通知をしたときは、その日から起算して二週間を経過した日をいいます。
三十三　運送人の責任の原因となる事故の通知の期間の満了日の翌日から起算して二週間を経過した日の翌日　運送人の責任の原因となる事故の通知をしたときは、その日の翌日をいいます。
三十四　運送人の責任の原因となる事故の通知の期間の満了日の翌日から起算して二週間を経過した日の翌日から起算して二週間を経過した日の翌日　運送人の責任の原因となる事故の通知をしたときは、その日の翌日から起算して二週間を経過した日の翌日から起算して二週間を経過した日の翌日をいいます。
三十五　運送人の責任の原因となる事故の通知の期間の満了日の翌日から起算して二週間を経過した日の翌日から起算して二週間を経過した日の翌日から起算して二週間を経過した日の翌日　運送人の責任の原因となる事故の通知をしたときは、その日の翌日から起算して二週間を経過した日の翌日から起算して二週間を経過した日の翌日から起算して二週間を経過した日の翌日をいいます。
三十六　運送人の責任の原因となる事故の通知の期間の満了日の翌日から起算して二週間を経過した日の翌日から起算して二週間を経過した日の翌日から起算して二週間を経過した